

# 労働災害等の報告の徹底について ～労災隠し事案の対応～

2019年10月10日

---

東京電力ホールディングス株式会社

# 1. (事案その1)発生概要

- ・ 2018年6月9日に発生した労働災害について、労働者死傷病報告を遅滞なく報告しなかったことから、福島第一原子力発電所で建設工事を行う事業者等が2019年7月5日いわき区検察庁に書類送検された。(3次下請及び同社代表取締役Aおよび2次下請の元作業所長B)
- ・ それに合わせて富岡労働基準監督署より福島第一原子力発電所に対し、指導書が出され、その対策について報告をするよう求められた。

## <災害概要>

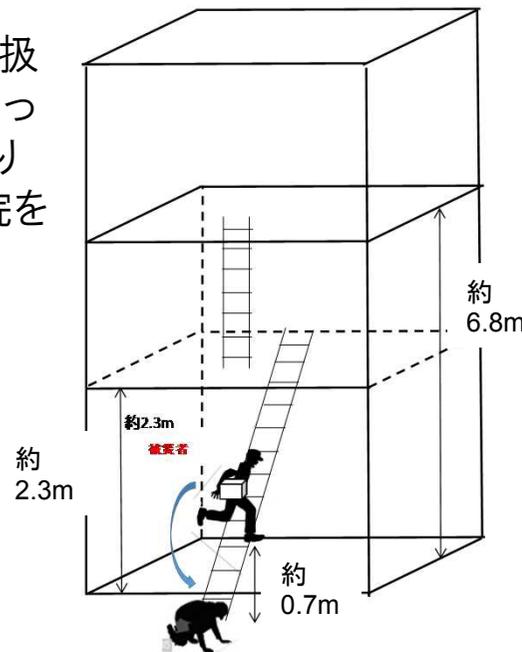
### (1) 概要

物揚場において燃料移送容器取扱ボックスの組立て作業中、ボルトが入った段ボール箱を持ったまま梯子を上りバランスを崩し落下した。帰宅後病院を受診骨折と診断。

被災者 : 元請(株)Tの3次下請  
40代男性  
経験年数: 1F作業経験無し

### (2) 診断結果

左足かかと骨折  
(全治3ヶ月+過療2ヶ月)



## 2. (事案その1)労働災害等の報告の徹底について

---

### (1) 確認した事実

#### ① 発見者、被災者本人が連絡しなかった

- ・「現場異常・トラブル発生時連絡体制表」に従って、救急医療室もしくは緊急時対策本部(復旧班長)へ連絡が行われなかった。

#### ② 災害が発生した事実が元請まで報告されなかった

- ・被災者は、業後に病院で診察をした結果、骨折と判明したことから、三次企業の班長へ報告。班長は、二次下請(所長)へ報告したが、災害発生日から遅れて報告すると何か言われると思い、一次企業への報告を怠った。

### (2) 対 策

#### ① 既存の仕組みの周知と活用

- ・けがや傷病が発生した場合は、速やかに救急医療室を活用するよう改めて周知すると共に、自らの身を守るためにも積極的な利用を伝える。
- ・作業員がけがや傷病を発生または発見時に、万が一作業班長や元請へ報告されない場合には、直接、東京電力へ声をあげる既存の仕組み(エコ-BOX、ご意見箱等)が利用できることを改めて周知。
- ・元請け企業に対して、「下請け企業の事業主(管理者)に対し、労災かくしは犯罪であり罰則があること、を改めて伝えるとともに、情報を速やかに上げる必要があること」について指導。

## 2. (事案その1)労働災害等の報告の徹底について

---

### ② 歯止めの対策

- ・元請企業に対して、作業終了後(当日のEM、翌日の朝礼等)、作業員一人一人の労働災害有無について確認の徹底を指導。

### ③ その他

- ・労災かくし防止の教育用DVD視聴(約20分)  
タイトル「労災かくし破滅への道」(建設安全研究会)

### (3) 対応経過

2019年7月 5日	東京電力福島第一原子力発電所における労働災害等の報告の徹底について(富岡基署発0705第2号令和元年7月5日)受領
7月11日	安全衛生推進協議会にて本事例の周知
7月18日	安全会議にて労災かくし対策について意見交換
7月25日	安全衛生推進協議会にて「労災かくしの防止策を考える」意見交換
7月31日	富岡労働基準監督署へ報告・受理
8月 1日	安全衛生推進協議会にて周知

### 3. (事案その2)発生概要

- ・ 2019年7月18日に発生した合同会社Y社の労働者に係る労働災害について被災者所属会社の上位会社が関与し労働災害であるにもかかわらずその事実を伏せて病院を受診させるという事案が発覚した。(ご意見箱への投稿)
- ・ 7月31日労災隠し案件に対する対策報告を提出したものの、類似案件の発生を受け、あらためて発注者へ改善の指示があったもの。

#### <災害概要>

##### (1) 概要

防風上にてH6-C4タンクのトップアングル上面右側の溶接を完了させ、左側の溶接を開始した際に余熱が残る右側溶接部に右上腕を乗せ火傷した。

被災者 : 元請(株)Aの3次下請  
50代男性  
経験年数: 25年

##### (2) 診断結果

第2度熱傷(右上肢)  
(一般的には1~2週間)



## 4. (事案その2)労働災害等の報告体制の構築について

### (1) 7月31日付改善報告の精査について

#### ①既存の仕組みの周知と活用

- ・今回のきっかけは、エコーBOXへの投稿であったことから仕組みとしては十分に機能しているものと判断。本仕組みをより活用し易くすることを念頭に、広く活用される仕組みとなるよう、引き続き努めていく。
- ・元請け企業から下請け企業の事業主(管理者)に対して教育指導を実施することは、安全衛生推進協議会における意見交換の中でも、各社必要との認識であったことから、引き続き、元請け企業に対して指導していく。

#### ② 歯止めの対策

- ・元請け企業が、作業終了後(当日のEM、翌日の朝礼等)、作業員一人一人の労働災害有無について確認することは、一定の効果があると認識しており、引き続き実施するとともに、今後、実効性を見極めていく。

### (2)労働災害等の情報が確実に報告される仕組み(改善事項)

- ・直接、東京電力へ声をあげる既存の仕組みは機能していることから、現在のエコーBOXの設置場所等について、より作業員の動線を考慮した活用しやすい配置に変更する。
- ・また既存の仕組みの拡大を図り、ウェブサイト「1FOR ALL JAPAN」内に投稿が可能な新たな仕組みを検討する。

## 4. (事案その2)労働災害等の報告体制の構築について

---

### (3) 対応経過

- 2019年8月 6日 東京電力福島第一原子力発電所における関係請負人からの労働災害等の報告体制の構築について(報告)  
(富岡基署発0806第1号令和元年8月6日)受領
- 8月19日 富岡労働基準監督署へ報告・受理

以 上

# (参考)安全管理体制について

## <安全衛生推進協議会組織図>

(目的)

安推協は、廃止措置に係る諸工事および委託業務に関し、東京電力HDと受注者との間において、安全に関する相互協力のため連絡および協議並びに情報共有を行い、災害防止対策、放射線管理対策、防火管理対策、衛生管理対策、交通安全対策等に万全を期することを目的とする。

